

(趣旨)

**第1条** この規則は、羽村市難病患者福祉手当条例（昭和57年条例第10号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(特殊疾病の範囲)

**第2条** 条例第2条に規定する規則で定める特殊疾病とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する指定難病及び東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号。以下「東京都規則」という。）別表第一の疾病名欄に掲げる疾病とする。ただし、前述の疾病のうち、法第7条第1項各号に該当しないと認めるとき並びに東京都規則別表第一の対象者欄の一の本文及び二に掲げるものに該当しないと認めるときは、特殊疾病としない。

(保護者の範囲)

**第3条** 条例第2条ただし書の「保護している者」とは、次の各号に定める者をいう。

- (1) 父又は母
- (2) 未成年後見人
- (3) 扶養義務を負っている者

(受給資格の認定申請)

**第4条** 条例第4条の規定による受給資格の認定申請（以下「申請」という。）は、難病患者福祉手当認定申請書（様式1号）に、東京都知事が交付する法第7条第4項に規定する医療受給者証又は東京都規則第6条に規定する医療券の写しを添えて申請しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者は、条例第2条に規定する疾病を有することの医師の証明書をもって医療受給者証又は医療券の写しに代えることができる。

- (1) 生活保護による保護を受けている者で医療券を持たない者
- (2) 小児慢性疾患医療費助成を受けている者で医療受給者証又は医療券を持たない者

(認定の通知)

**第5条** 市長は、申請を受理したときは、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを審査し、受給資格があると認めたときは、難病患者福祉手当認定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、受給資格がないと認めたときは、難病患者福祉手当却下通知書（様

式第3号)により当該申請をした者に通知する。

(支払時期の特例)

**第6条** 条例第6条のただし書に規定する「特別の事情」とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支給期日が経過した後において支給するとき。
- (3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める事由があるとき。

(受給資格消滅の通知)

**第7条** 条例第7条の規定により受給資格が消滅したときは、難病患者福祉手当受給資格消滅通知書(様式第4号)により、当該受給者であった者又はその者の同居の親族に通知する。

(認定の取消通知)

**第8条** 条例第8条の規定による認定の取消しは、難病患者福祉手当認定取消通知書(様式第5号)により通知する。

(未支払の手当)

**第9条** 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき難病患者福祉手当(以下「手当」という。)で未支払のものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族その他市長が適当と認めた者に支払う。

(手当の返還請求)

**第10条** 条例第7条の規定により受給資格が消滅した月の属する以後について、既に支払われた手当があったとき及び条例第8条の規定による手当の返還請求は、難病患者福祉手当返還請求書(様式第6号)により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

**第11条** 条例第9条の規定による届出は、難病患者福祉手当受給異動届(様式第7号)により届け出なければならない。

(現況届)

**第12条** 受給者は、毎年10月1日から31日までの間に、難病患者福祉手当受給者現況届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めないときはこの限りでない。

(台帳登載)

**第13条** 市長は、難病患者福祉手当台帳(様式第9号)を備え、第4条第1項の規定により難病患者福祉手当認定通知書を交付した者を、これに登載する。